

平成 30 年 6 月 29 日

平成30年第2回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

健 康 医 療 局

目 次

	ページ
1 「災害時における要援護者支援マニュアル作成指針の改正」について	1
2 かながわ健康プラン2 1(第2次) 中間評価の再評価について.....	2
3 「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」中間評価について.....	3
4 「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」一部改定素案について	5
5 旧優生保護法に関する対応状況について.....	7
6 ヘルスイノベーションスクールについて.....	12
7 神奈川県立がんセンター放射線治療の診療体制等について	14

1 「災害時における要援護者支援マニュアル作成指針」の改正について

「災害時における要援護者支援マニュアル作成指針」（以下「作成指針」という。）について、平成 29 年度の「神奈川県保健医療救護計画」の改定を踏まえ、本県の保健医療救護体制の強化を図るため、改正することとしたので報告する。

(1) 改正の概要

ア 改正の趣旨

本県の保健医療救護体制の強化に向けて、高齢者、障がい者等の配慮が必要な方（以下「要配慮者」という。）への対応は特に重要であり、県では、これまで作成指針を作成し、市町村の取組を支援してきた。

一方、社会環境が変化する中、災害時における避難者への配慮は多様化・複雑化しており、要配慮者支援のあり方を見直していく必要がある。

また、市町村の取組を効果的に支援していくため、国や県の各種指針類を整理し、要配慮者に特化した使いやすい指針を作成する必要がある。

イ 作成指針の位置付け

神奈川県保健医療救護計画の「要配慮者対策」で定める市町村の取組支援を具体化するものであり、市町村の災害発生時における要配慮者への取組の参考とするものである。

ウ 対象区域

県内全市町村とする。

エ 作成指針改正の考え方とポイント

- ・ 共生社会という視点を踏まえ、災害時に必要な配慮のあり方を見直す。
- ・ 市町村において使いやすい指針となるよう、これまでに策定された国・県の指針類を整理し、体系的にまとめた指針となるよう見直す。
- ・ 検討に当たっては、市町村や関係団体等の意見を丁寧に聴取する。

(2) 今後のスケジュール

平成 30 年 9 月 第 3 回定例会厚生常任委員会へ改正骨子を報告

12 月 第 3 回定例会厚生常任委員会へ改正素案を報告

改正素案に関するパブリックコメントを実施

平成 31 年 2 月 第 1 回定例会厚生常任委員会へ改正案を報告

3 月 改正指針の公表

2 「かながわ健康プラン21（第2次）」中間評価の再評価について

平成25年3月に策定した「かながわ健康プラン21（第2次）（平成25年度～平成34年度）」について、平成29年度に評価を行ったところだが、厚生労働省から、平成30年3月9日付で平成28年の都道府県別健康寿命が公表されたことから、再度、評価を行ったので報告する。

（1）再評価の理由

かながわ健康プラン21（第2次）の中間評価は、本年2月にとりまとめ3月に公表を予定していたが、厚生労働省から公表された健康寿命は、かながわ健康プラン21（第2次）の全体目標の評価に関わる最も重要な指標の一つであるため、再評価を行うこととした。

【健康寿命の直近実績値】

男性 71.57年（平成25年）→ 72.30年（平成28年）

女性 74.75年（平成25年）→ 74.63年（平成28年）

（2）評価結果の概要

中間評価は、細目標項目の目標値に対する達成度及び各分野別の細目標項目による目標達成状況等により評価する。

ア 目標値に対する評価

「健康寿命」の「直近実績値」に平成28年の数値を反映した結果、中間報告書（案）の目標値に対する評価結果は、以下のとおりとなった。

目 標 項目数	細目標項目数		細目標項目の評価結果 (76項目の内訳)			
	判定可能	判定不能	◎：達 成	△：未達成	×：基準値 に満たず 未達成	
全体目標	2	4	0	2→1 (25.0%)	0 (0.0%)	2→3 (75.0%)
社会的目標	51	72	3	29 (40.3%)	21 (29.2%)	22 (30.6%)
計	53	76	3	31→30 (39.5%)	21 (27.6%)	24→25 (32.9%)

* 下線部は再評価により変更となった個所

イ 再評価による変更点

全体目標のうち「平均寿命の延伸の増加分を上回る健康寿命の延伸をはかる」は、男性は達成したが、女性は達成しておらず、「県内の各地域の健康格差の縮小をはかる」は、男女とも目標を達成しておらず、「比較的順調に進捗している」から「やや進捗が遅れている」と変更した。

（3）今後のスケジュール

平成30年7月 「かながわ健康プラン21（第2次）」中間評価報告書の決定

<別添参考資料>

- 参考資料1 「かながわ健康プラン21（第2次）」中間評価報告書案

3 「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」中間評価について

平成25年3月に策定した「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」（平成25年度～平成34年度）の中間年である平成29年度に中間評価を行ったので報告する。

(1) 計画の概要

ア 計画の位置付け

歯科口腔保健の推進に関する法律第13条に基づく「歯科口腔保健施策の総合的な実施のための計画」であるとともに、神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例（以下「条例」という。）第11条に基づく計画であり、本県の歯及び口腔の健康づくりの推進の方向性、目標等を定め、県や関係者が取り組むべき施策を明らかにするものである。

イ 計画期間

平成25年度から平成34年度までの10年間

ウ 対象区域

県内全市町村とする。

(2) 中間評価の概要

ア 中間評価の趣旨

中間評価報告書は、数値目標の達成状況や平成25年度から29年度までの各関係団体等の取組み状況について調査・分析・課題の把握を行うとともに、施策の改善を図る「政策のマネジメント・サイクル」に従い、評価を行ったものである。

イ 経過

(ア) 平成29年7月7日：第1回計画評価部会

- 各数値目標に係るデータの確認及び評価方法について整理

(イ) 平成30年1月24日：第2回計画評価部会

- 中間評価報告書（案）について検討及び修正

(ウ) 平成30年4月24日：神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進協議会

- 中間評価報告書（案）について協議

ウ 特徴

各ライフステージにおいて、① 数値目標に対する直近値の予測値達成状況による評価、② 県、市町村や関係団体等のこれまでの取組み状況、③ 歯科保健状況の参考指標を総合的に分析し、「I：順調に進捗」、「II：比較的順調に進捗」、「III：やや進捗が遅れている」、「IV：進捗が遅れている」の4段階評価を行った。

エ 評価結果の概要

(ア) 乳幼児期の取組みについては、むし歯のない3歳児の割合が80%以上である市町村数の増加などから、比較的順調に進捗（II）しています。

- (イ) 学齢期の取組みについては、12歳児でむし歯のない者の割合が増加し、一人平均のむし歯の本数が1.0本未満である圏域も増加したことなどから、順調に進捗（I）しています。
- (ウ) 成人期の取組みについては、40歳代で喪失歯のない者の割合が増加したことなどから、比較的順調に進捗（II）しています。
- (エ) 高齢期の取組みについては、80歳（75歳～84歳）で20本以上の自分の歯を有する者の割合が増加したことなどから、比較的順調に進捗（II）しています。
- (オ) 障がい児者及び要介護者における取組みについては、定期的な歯科検診を実施している障がい児者入所施設の割合が増加したことなどから、比較的順調に進捗（II）しています。

(3) 中間評価報告書案の概要

- ・ 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画の概要
- ・ 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画中間評価の概要
- ・ ライフステージ等に応じた中間評価
- ・ 歯科保健サービス提供のための環境整備に係る取組状況

(4) 今後のスケジュール

平成30年7月 「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」中間評価報告書の決定

<別添参考資料>

- ・ 参考資料2 「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」中間評価報告書案

4 「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」一部改定素案について

平成25年3月に策定した「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画（平成25年度～平成34年度）」は、神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例（以下「条例」という。）第11条に基づき策定された10年間計画であるが、平成30年3月に改正された条例の内容を計画に新たに組み込むこととし、今般、計画の一部改定素案を作成したので報告する。

（1） 計画の概要

ア 計画の位置付け

歯科口腔保健の推進に関する法律第13条に基づく「歯科口腔保健施策の総合的な実施のための計画」であるとともに、条例に基づく計画であり、本県の歯及び口腔の健康づくりの推進の方向性、目標等を定め、県や関係者が取り組むべき施策を明らかにするものである。

イ 計画期間

平成25年度から平成34年度までの10年間

ウ 対象区域

県内全市町村とする。

（2） 改定の概要

ア 一部改定の趣旨

条例が平成30年4月1日に施行したことから、改正条例に加わった新たな基本理念及び基本的施策を反映し、本県の歯科保健施策の更なる充実を図るため、計画を一部改定する。

イ 一部改定の考え方とポイント

（ア） 一部改定の経緯

一部改定の経緯に条例における次の改正項目を明記した。

<基本理念>

- ・ 歯及び口腔の健康づくりは、未病の改善につながるものとして、県民自らがその意義を自覚して取り組むこと

<基本的施策>

- ・ 歯科と医科との適切な連携による歯及び口腔の健康づくりに関する取組みの推進
- ・ オーラルフレイル対策の推進
- ・ 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じた、歯科検診及び歯科保健指導を定期的に受けることの勧奨
- ・ 保護者による適切な健康管理がなされていない幼児、児童及び生徒に係る歯及び口腔の健康づくりの推進

(イ) 各施策の方向性

各施策の方向性に条例の基本的施策に追加された上記項目に関する取組みの推進を明記した。

(3) 一部改定計画素案の概要

ア 一部改定計画の策定にあたって

- ・ 一部改定の経緯
- ・ 計画の目的
- ・ 計画の期間
- ・ 計画の位置づけ
- ・ 計画の方向性
- ・ 「政策のマネジメント・サイクル」について

イ ライフステージ等に応じた目標及び施策の方向

- ・ 各ライフステージに特有の歯科保健
- ・ 県民の行動目標「健口かながわ5か条」

ウ 歯科保健医療サービス提供のための環境整備に係る施策の方向

- ・ 普及啓発
- ・ 歯と口腔の健康づくりに関する調査及び研究
- ・ 歯科保健医療情報の収集及び提供
- ・ 歯科保健医療提供体制の充実
- ・ 人材の育成
- ・ 県及び政令市・市町村等との連携体制の強化

エ 計画の推進

- ・ 計画推進体制
- ・ 関係機関・団体等の役割一覧（再掲）
- ・ 目標一覧（再掲）

(4) 今後のスケジュール

平成30年7月 一部改定計画素案に対するパブリック・コメントを実施

平成30年8月 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進協議会の意見を聴取

平成30年9月 第3回定例会厚生常任委員会に一部改定計画案を報告

平成30年10月 一部改定計画の決定

＜別添参考資料＞

- ・参考資料3 「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」一部改定素案（平成25年度～平成34年度）

5 旧優生保護法に関する対応状況について

旧優生保護法（以下「旧法」という。）に基づき実施された優生手術に関する本県の対応状況について報告する。

(1) 概要

ア 背景

昭和 23 年に議員立法で制定された旧法の下で、遺伝性精神疾患等に対して、本人の同意のない優生手術が行われていた。

本年 1 月、手術を受けた方が国に損害賠償を求め提訴し（宮城県）、社会問題化した。その後、国会で超党派の議員連盟が発足するなど、国政の場において謝罪・救済に向けた検討が進められている。

なお、平成 8 年、母体保護法に改正され、遺伝性精神疾患等を理由とした優生手術に関する規定が削除された。

イ 法律の概要

- 「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護すること」を目的（旧法第 1 条）。
- 優生手術とは、「生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術」（旧法第 2 条）で、本人の同意により行われるもの（旧法第 3 条）と本人の同意なく行われるもの（旧法第 4 条、第 12 条）を規定。
- 本人の同意によらないものは、都道府県に設置された優生保護審査会（以下「審査会」という。）にて審査・決定（旧法第 4 条、第 5 条、第 12 条、第 13 条）。

【優生手術の規定区分】

		条文		疾患等
本人同意	第 3 条	第 1 項	第 1 号、第 2 号	遺伝性疾患等
		第 3 号	らい疾患	
		第 4 号、第 5 号	母体保護	
本人同意 不要	審査会決定		第 4 条	遺伝性疾患
	保護者同意 審査会決定		第 12 条	遺伝性以外の 精神疾患

- 審査会は、委員 10 人以内で組織され、委員は、医師、民生委員、裁判官、検察官、関係行政庁の官吏又は吏員その他学識経験のある者から知事が任命（旧法第 18 条第 1 項、第 3 項）。

(2) 国の実態調査等について

ア 調査の概要

- 厚生労働省から都道府県、保健所設置市及び特別区あてに「旧優生保護法に関連した資料等の保管状況等調査の実施について」の依頼（平成 30 年 4 月 25 日）。

- ・ 調査内容は、昭和 23 年から平成 8 年までに旧法第 3 条（第 1 項第 4 号及び第 5 号を除く）、第 4 条及び第 12 条に基づき実施された優生手術に関する実態調査。
 - ・ 調査 1 「省令様式等の保有状況」
 - ・ 調査 2 「優生手術関連の件数、個人が特定できる情報」
 - ・ 調査 3 「その他保有する資料等」
- ・ 回答期限は平成 30 年 6 月 29 日。

イ 調査の方法

- ・ 旧法に関連した資料の保管状況について、健康医療局、福祉子どもみらい局等の本庁機関や保健福祉事務所等の出先機関を調査。
- ・ 「優生保護審査会関係綴」等の歴史的公文書を中心に調査。

ウ 調査結果

- (ア) 調査 1 「省令様式等の保有状況」
 　「優生手術申請書」、「優生手術適否決定通知書」、「健康診断書」など 693 件。
- (イ) 調査 2 「優生手術関連の件数、個人が特定できる情報」
 　a 優生手術の実施件数

【県「衛生統計年報」、予算・決算関係資料等より判明した実施件数】

区分		件数		
		男	女	計
本人同意 必要	旧法第 3 条によるもの (第 1 項第 4 号及び第 5 号を除く)	16 件	191 件	207 件
本人同意 不要	旧法第 4 条によるもの	35 件	158 件	193 件
	旧法第 12 条によるもの	41 件	228 件	269 件
	計	76 件	386 件	462 件

- ※ 手術実施期間 旧法第 4 条 昭和 24 年～昭和 58 年
 　　旧法第 12 条 昭和 28 年～昭和 55 年
- ※ 20 歳未満の手術件数（旧法第 4 ・ 12 条によるもの）
 　　男性 15 件 女性 110 件 計 125 件
- ※ 年齢別では、最年少が 12 歳、最年長が 42 歳。
- ※ 旧法施行規則第 1 条に定められた術式と異なる手術が行われたと確認できたものが 2 件。

【手術実施件数のうち、個人が特定できる情報がある件数】

区分		件数		
		男	女	計
本人同意 必要	旧法第 3 条によるもの (第 1 項第 4 号及び第 5 号を除く)	0 件	0 件	0 件
本人同意 不要	旧法第 4 条によるもの	5 件	14 件	19 件
	旧法第 12 条によるもの	2 件	34 件	36 件
	計	7 件	48 件	55 件

- ※ 住所まで判明したのは 46 件。

b 調査した資料から個人が特定できる情報がある件数

区分		件数			
		男	女	性別不明	計
本人同意 必要	旧法第3条によるもの (第1項第4号及び第5号を除く)	0件	0件	0件	0件
本人同意 不要	旧法第4条によるもの	6件	26件	0件	32件
	旧法第12条によるもの	7件	67件	2件	76件
	小計	13件	93件	2件	108件
条文不明		2件	28件	12件	42件
合計		15件	121件	14件	150件

* 住所まで判明したのは119件。

(ウ) 調査3「その他保有する資料等」

- 「衛生行政の概要」、「保健所年報」等を保管。

エ 保健所設置市との調査結果の共有

- 厚生労働省は、保健所設置市あてにも直接調査を依頼していることから、県と保健所設置市で調査結果の共有に努める。

(3) 市町村等に対する資料の保全依頼

- 厚生労働省から都道府県等に対して、保健所設置市以外の市町村、医療機関、障害者施設等が保有する資料や記録の保全について協力依頼(平成30年4月25日)。
- これを受けて、県では、5月2日までに保健所設置市以外の市町村、医療機関、障害者施設等に対して、資料の保全を依頼。
- これまでのところ、資料等が保存されていた旨の連絡はない。

(4) 優生手術に関する費用の補助制度について

ア 経過

- 歴史的公文書により、県では、昭和31年に旧法第12条による手術に関する費用を補助する「優生手術費補助規則」を定めていたことが判明。
- 補助制度の運用状況等について、国の実態調査に併せて調査実施。

イ 調査の方法

- 制度の概要や運用状況については、予算関係資料や決算関係資料等の歴史的公文書を中心に調査。
- 個人が特定できる情報のある補助対象者については、「優生手術費明細書」等の歴史的公文書を調査。

ウ 調査結果

(ア) 制度の概要

a 根拠

「優生手術費補助規則」

昭和31年8月3日制定

～昭和45年3月31日廃止

「優生手術援護費支給要領」 昭和 45 年 4 月 1 日制定
～廃止年月日不詳

b 目的

医療費の本人負担分を補助して旧法適用の普及を図ること。
(優生手術費補助規則第 1 条)

c 補助対象費用

旧法第 12 条による手術に要した医療費（手術料、入院料、注射料、処置料）

d 補助額

- ・ 手術を受ける者の属する世帯収入が一定の基準以下の者は全額、それ以外の者は 1/2。
- ・ 社会保険各法による被保険者等は社会保険による給付が優先し、本人負担に属する部分の全額または 1/2。
- ・ 手術を受ける者が生活保護法による医療扶助を受けられる場合は補助対象外。

e 申請

- ・ 手術を受ける者の保護義務者が申請。
- ・ 事前に手術を行う医師への申出が必要。

(1) 制度の運用状況

a 予算計上

- ・ 昭和 31 年度～昭和 46 年度。
- ・ 財源は一般財源。
- ・ 年度予算額の最少額 4 万 6 千円（昭和 46 年度）、最高額 27 万 6 千円（昭和 38 年度）。

b 予算執行

- ・ 執行を確認できた最終年度は、昭和 49 年度。

c 運用期間

予算計上及び執行の状況から、昭和 49 年度まで補助制度が運用されていたと推測される。

d 補助件数等

- ・ 補助件数の総数は不明（各年度の決算資料に件数まで記載なし）。
- ・ 補助対象者が特定できる情報があったのは、28 件。

(5) 今後の対応

- ・ 国が適切に統一的な対策を講じるために、県としてもしっかりと協力していく。
- ・ 本人や家族から相談があった場合は、本人の気持ちに寄り添った丁寧な対応を行っていく。
- ・ 県補助規則に関する対応については、国の動向等を注視しながら、判明した事実を踏まえて検討していく。

優生手術の実施件数

神奈川県集計

	合計	男性										女性											
		20歳未満	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50歳以上	不明	計	20歳未満	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50歳以上	不明			
昭和24年	14	3	0	1	0	2	0	0	0	0	0	11	0	6	0	3	0	2	0	0	14	0	
昭和25年	7	4	2	1	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	2	0	1	0	0	0	7	0
昭和26年	14	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	13	2	6	0	5	0	0	0	0	0	14	0
昭和27年	20	5	0	3	0	2	0	0	0	0	0	15	2	3	0	7	0	3	0	0	0	20	0
昭和28年	21	6	1	1	2	1	1	0	0	0	0	15	1	4	4	3	2	1	0	0	0	20	1
昭和29年	6	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5	0	0	1	1	2	1	0	0	0	5	1
昭和30年	10	5	0	1	1	2	0	1	0	0	0	5	0	0	2	1	2	0	0	0	0	4	6
昭和31年	13	7	1	1	2	2	0	1	0	0	0	6	3	1	1	1	0	0	0	0	0	7	6
昭和32年	9	5	0	1	1	0	3	0	0	0	0	4	1	1	2	0	0	0	0	0	0	6	3
昭和33年	8	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	4	0	1	2	0	0	0	0	0	2	6
昭和34年	15	5	2	1	0	1	1	0	0	0	0	10	2	4	0	2	1	1	0	0	0	4	11
昭和35年	19	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	17	4	1	5	3	4	0	0	0	0	5	14
昭和36年	37	3	0	0	2	0	0	1	0	0	0	34	12	4	4	7	7	0	0	0	0	7	30
昭和37年	36	7	2	0	0	1	4	0	0	0	0	29	13	4	3	3	6	0	0	0	0	7	29
昭和38年	36	6	1	1	2	2	0	0	0	0	0	30	8	3	3	5	4	4	0	0	0	10	26
昭和39年	44	6	1	3	0	1	0	1	0	0	0	38	16	6	8	4	4	0	0	0	0	7	37
昭和40年	37	6	2	1	2	0	1	0	0	0	0	31	11	8	6	4	1	1	0	0	0	4	33
昭和41年	24	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	23	3	5	10	4	1	0	0	0	0	8	16
昭和42年	17	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	16	13	0	2	1	0	0	0	0	0	2	15
昭和43年	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	8	3	2	4	2	0	1	1	0	2	19
昭和44年	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	2	0	3	6	0	0	0	0	1	6	6
昭和45年	13	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	4	4	4	0	0	0	0	11	2
昭和46年	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	1	1	2	1	0	0	0	4	1
昭和47年	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	2	1	2	3	2	2	0	0	0	7	5
昭和48年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
昭和49年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
昭和50年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	
昭和51年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
昭和52年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
昭和53年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
昭和54年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
昭和55年	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
昭和56年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
昭和57年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	2	0	0	0	0	0	3	
昭和58年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
計	462	76	15	15	13	14	12	7	0	0	0	386	110	60	66	80	46	17	2	1	4	193	269

内訳	【男性】 76 件	【女性】 386 件
	【第4条】 193 件	【第12条】 269 件
	【20歳未満】 125 件	
	【20~24歳】 75 件	【25~29歳】 79 件
	【30~34歳】 94 件	【35~39歳】 58 件
	【40~44歳】 24 件	【45~49歳】 2 件
	【50歳以上】 1 件	【年齢不明】 4 件

6 ヘルスイノベーションスクールについて

平成31年4月に神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科（通称：ヘルスイノベーションスクール）が開設される予定であることから、その内容について報告する。

(1) これまでの経緯

平成28年4月から	開設に向けた準備を開始
平成30年3月30日	県から国へ設置認可申請
平成30年4月1日	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学設立

(2) 主な申請内容

ア 設置する研究科・課程

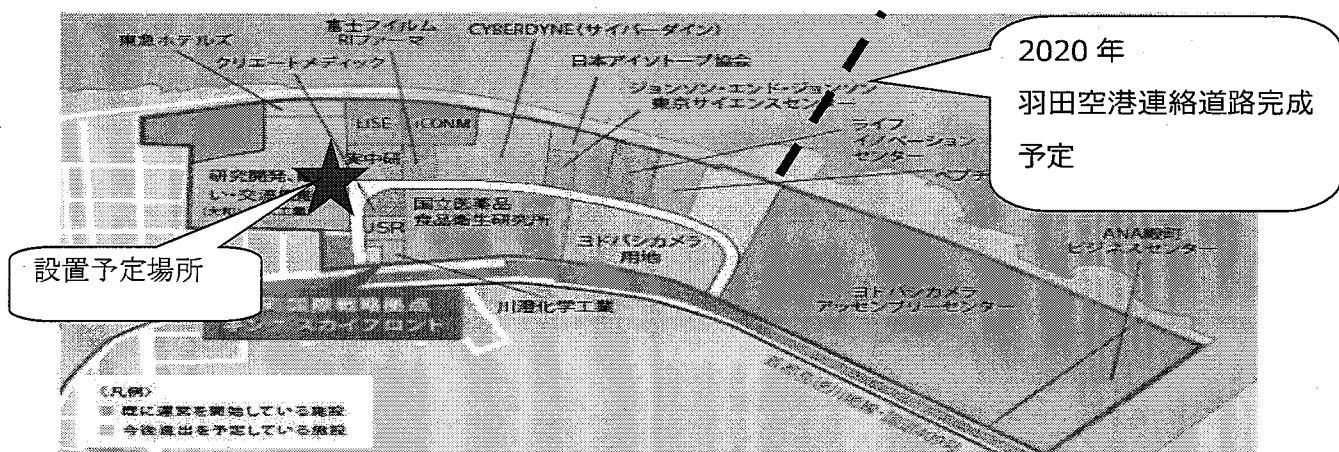
神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科
(修士課程)
※ 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学大学院に新研究科を設置する。

イ 学位

修士（公衆衛生学）

ウ 設置場所

川崎市川崎区殿町地区



* 国内外から最先端の研究機関や企業、教育機関が進出している同地区において、より高度な教育を効率的に実現するため、研究機関や企業、大学との連携を推進する。

エ 開設時期

平成31年4月

オ 入学定員

15名

カ 教育内容

公衆衛生分野（疫学、生物統計学、社会行動科学、環境保健学、保健医療管理学）に加え、最新のテクノロジーとイノベーション、社会システムに関する講義・演習を行う。

キ 専任教員数

17名

ク 開講時間

社会人学生など幅広い領域からの入学を想定し、授業は主に平日夜間や土曜日昼間に開講する。

ケ 履修言語

修了生のグローバルな領域での活躍を想定し、英語だけでも修了できるよう、必修科目及び選択科目の一部について英語による教育を設定する。

コ 想定する進路

① ヘルスケア産業従事者、② 健康医療政策担当者、③ 大学、研究機関、企業の研究者等を想定しており、これらの人材が保健、医療及び福祉分野のイノベーションを起こす。

サ 授業料

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科と同額とする。

(3) 今後のスケジュール(予定)

平成 30 年 8 月末 認可

平成 30 年 9 月以降 学生募集、選考試験実施

平成 31 年 4 月 新研究科開設

7 神奈川県立がんセンター放射線治療の診療体制等について

地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「病院機構」という。）が設置する神奈川県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）において、平成29年11月に放射線治療科の複数の医師から退職の意向が示され、重粒子線治療を含む放射線治療の提供体制の維持に重大な問題が生じたが、このことについて現在の状況を報告する。

また、平成30年4月からの病院機構の新たな体制等についても、併せて報告する。

(1) がんセンターの放射線治療について

ア 診療体制等の現状について

- 放射線治療科の医師については、常勤医師4名、非常勤医師9名の体制で診療を行っている。
- 診療状況については、放射線治療、重粒子線治療とともに、通常どおりの治療を実施している。

<参考>

放射線治療科の医師の体制

時点	常勤医師	非常勤医師	計
平成29年12月（常勤医師退職前）	5名	4名	9名
平成30年1月	3名	3名	6名
平成30年2月及び3月	4名	6名	10名
平成30年4月	3名	9名	12名
平成30年5月～	4名	9名	13名

イ 病院機構に対する調査結果に基づく対応について

本件について、県が「地方独立行政法人神奈川県立病院機構の医療の提供体制に関する調査委員会」による調査を行った結果、病院機構の内部規程に則った対応がされていない事項が認められたことや、組織運営上、情報の共有化やコミュニケーションの確保という観点からの課題が認められたことから、平成30年1月31日付で病院機構に対し、必要な措置を講じるよう通知した。

それに対し、病院機構からは、平成30年3月27日付で、措置状況について回答があった。

(ア) パワーハラスメント事案への対応について

- 病院機構の関係規程の的確な運用方法を検討、整理し、適切な対応を図るとともに、必要に応じ規程の改正を検討する。

- ・ 規程の趣旨・内容について職員の理解を深めるとともに、研修等を通じてハラスメントの防止に努める。
- (イ) 情報の共有化やコミュニケーションの確保について
- ・ 本部と各病院の役職員が参加する会議において、意見交換、議論を活性化させ、機構全体として、情報共有とコミュニケーションの確保に努める。
 - ・ 本部と各病院間で、課題の共有や対応方策の検討をより効果的に行うため、年間を通じて、ヒアリング、意見交換を行う場の設定を進める。
- (ウ) 病院機構年度計画への位置づけについて
- ・ 平成 30 年度年度計画に必要な取組みを位置付け、計画的な推進に努めていく。

(2) 病院機構の体制について

ア 理事長の任命について

県は、平成 30 年 4 月 1 日付で病院機構の理事長を次のとおり任命した。

氏 名 康井 制洋（病院機構前副理事長）

任 期 平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日

イ 病院機構の顧問の委嘱について

病院機構では、病院の業務改善や経営改善、次期中期計画の策定等、さらなる取組みを積極的に進めていくため、幅広く助言や意見を得ることを目的として、平成 30 年 6 月 1 日付で、次のとおり顧問の委嘱を行った。

委嘱者 平原 史樹（国立病院機構横浜医療センター院長）

堀田 知光（国立がん研究センター名誉総長、公益財団法人がん研究振興財団理事長）

松浦 成昭（大阪府立病院機構大阪国際がんセンター総長）

任 期 平成 30 年 6 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

(3) 理事長解任処分の取消を求める訴訟について

県は、がんセンターの放射線治療の診療体制等に係る理事長の一連の行為等が、その任に適しないとして、平成 30 年 3 月 6 日付で病院機構理事長を解任したが、その処分を不服として、平成 30 年 3 月 26 日付で、県に処分の取消を求める訴訟が提起された。

ア 訴訟の概要

事 件 名 地方独立行政法人理事長解任処分取消請求事件
原 告 土屋 了介（病院機構前理事長）

被 告

神奈川県

請求の趣旨

被告は原告に対し、平成 30 年 3 月 6 日付でした、
地方独立行政法人神奈川県立病院機構の理事長解任
処分を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする

イ 県の対応

県は、原告の請求には理由がなく、解任処分は適正であることから
応訴する。

平成 30 年 6 月 20 日 第 1 回口頭弁論